

○荒川区パブリック・コメント手続要綱

平成20年3月28日

19荒総総第1807号

(副区長決定)

改正 平成25年3月18日一部改正

令和3年2月16日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、区の基本的な計画、区民の権利義務にかかわる新たな制度等を素案の段階で公表し、もって区民の区政参画意識の向上、行政運営の公正性の確保及び透明性の向上並びに区民への説明責任を果たすことを目的とする。

(パブリック・コメント手続)

第2条 パブリック・コメント手続とは、区の基本的な計画、区民の権利義務にかかわる新たな制度等(以下「計画等」という。)を策定するに当たり、作成しようとする計画等の趣旨、目的、内容等必要な事項を、あらかじめ広く公表し、期間を定めて公表したものに対する区民等からの意見及び情報の提出を受け、それに対する区の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(定義)

第3条 この要綱において、実施機関とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 この要綱において区民等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 区内に在住し、在勤し、又は在学する者
- (2) 区内に事務所又は事業所を有する個人及び団体
- (3) その他対象となる計画等により影響を受ける個人及び団体

(対象)

第4条 実施機関は、次に掲げる計画等を策定する場合に、パブリック・コメント手続を実施するものとする。

- (1) 区の総合的な構想、計画等の策定及び改定
- (2) 各行政分野の構想、計画、宣言等の策定及び改定
- (3) 区政の推進に係る基本的な制度等の制定改廃
- (4) 区民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃

(5) その他実施機関が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、パブリック・コメント手続を実施しないことができる。

- (1) 審議会等が同様の手続を経て作成した答申等
- (2) 緊急性を要するもの
- (3) 軽微な変更及び実施機関において裁量の余地が少ないもの
- (4) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に関するもの
- (5) その他実施機関が特に必要と認めるもの

(原案の公表)

第6条 実施機関は、対象となる計画等を策定しようとするときは、その計画等の最終的な意思決定の前に、原案を次に掲げる方法により公表するとともに、区の広報紙にパブリック・コメントの実施並びに原案の入手先及び公表期間について掲載しなければならない。

- (1) 区ホームページへの掲載
- (2) 担当課窓口での閲覧及び配付
- (3) 情報提供コーナーでの閲覧及び配布
- (4) その他実施機関が定める方法

(一覧表の公表)

第7条 実施機関は、パブリック・コメント手続を行っている案件について、次に掲げる事項を記載した一覧表を作成し、区ホームページへ掲載する方法等により公表するものとする。

- (1) 対象となる計画等の原案の名称
- (2) 意見提出期間
- (3) 対象となる計画等の原案の入手方法及び問い合わせ先

(意見等の提出)

第8条 実施機関は、原案の公表日から起算して2週間以上の期間を設けて、区民等から意見等の提出を受け付けなければならない。

2 意見等の提出方法は、電子メール、郵便、ファクシミリ、担当課への持参、区ホームページからの入力又はその他実施機関が必要と認める方法による。

3 意見等を提出する者は、氏名又は団体名、住所その他区民等であることを示す事項を

明らかにしなければならない。

(意見の考慮等)

第9条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮して、対象となる計画等の策定の意思決定を行うものとする。

(結果の公表)

第10条 実施機関は、対象となる計画等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、荒川区情報公開条例（昭和63年荒川区条例第34号）に規定する公開しないことができる情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- (3) 原案を修正した場合の当該修正内容

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務企画部長が別に定める。